

伊賀市 夢のある農業振興計画（概要版）

計画期間：令和9年度～令和18年度の10年間（概ね5年を目途に見直し）

○ 計画策定の目的

現在、伊賀市では農業者の高齢化や後継者不足が進み、伊賀市で農業経営をする世帯・団体は20年前の2005年と比べて約57%も減少しています。さらに、耕作放棄地や鳥獣被害の増加、農業資材や機械の価格高騰、異常気象など、農業を続けていくうえでの様々な課題も増えています。

こうした状況の中でも、伊賀市の農業を次の世代につないでいくためには、これまで大切にしてきた農業を守りながら、「持続可能な農業」や「攻めの農業」により一層取り組む必要があります。そのため、伊賀市農業・農村の目指すべき将来像や農業振興の基本方針を明確にし、その実現に向けた方策を示す、「伊賀市夢のある農業振興計画」を策定します。

○ 計画の推進

本計画の推進にあたっては、本市はもとより、市民や農業者、農業関係団体など多様な主体が相互に連携しながら、本計画の施策に参画、協力することが望まれます。また本市は、各主体及び国、三重県その他の関係機関と連携を図りながら、施策を総合的かつ計画的に推進します。

本計画における施策の進捗管理及び、必要に応じた本計画の見直し等については、本市が行います。

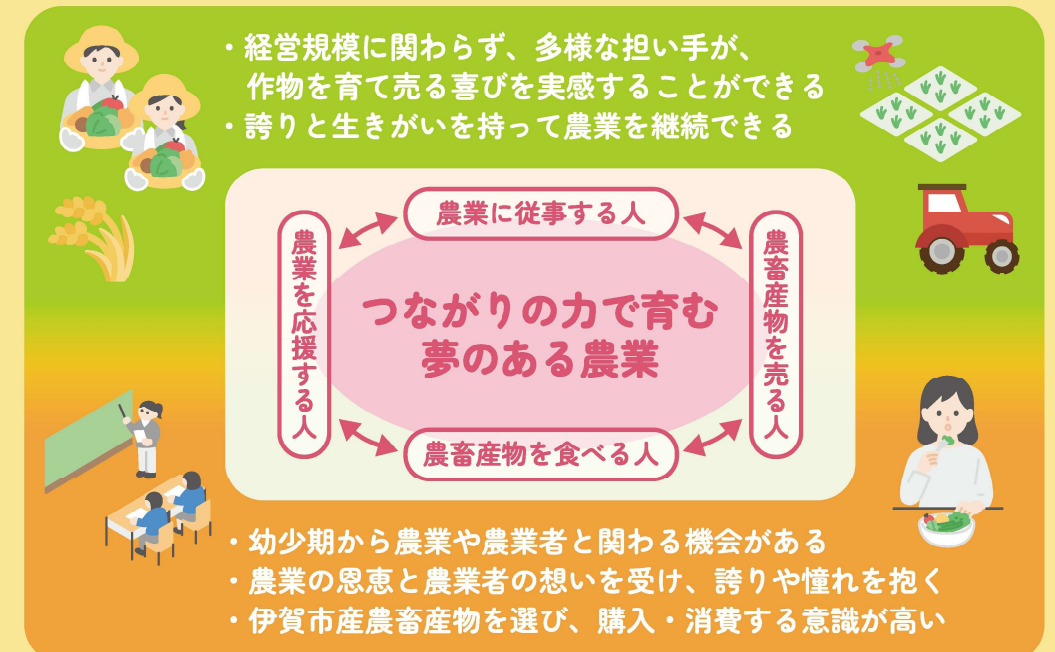


伊賀市が目指す「夢のある農業」

本計画では、伊賀市農業・農村が目指す10年後の姿である「夢のある農業」を、以下のとおり描いていきます。

伊賀市が目指す「夢のある農業」

10年後の農業の姿



10年後の農村の姿

市民一人ひとりが伊賀市の農業・農村を誇りを持って語れる

若者世代が伊賀市の農村に希望と憧れを抱き次の世代につなげる



基本理念

伊賀市農業・農村が目指す10年後の姿である「夢のある農業」の実現のために、伊賀市が掲げる「基本理念」を、以下のように定めます。

伊賀らしい 農業・農村の継承から広がる 夢のある未来

目指すべき将来像

基本理念の具体像として、伊賀市の農業・農村の「目指すべき将来像」をそれぞれ設定します。

農業の将来像：すべての市民が誇りを持って関わり続けられる伊賀の農業

農村の将来像：田園風景の中で多様な市民が農の魅力にふれあえる伊賀の農村

基本方針

伊賀市の農業・農村が現在抱えている課題を踏まえ、伊賀市農業・農村の目指すべき将来像の実現に向けて、6つの基本方針を設定し、それぞれの方針に沿って施策を展開します。

1 基本方針：担い手の育成・確保

多様な担い手の確保

- ・大規模農家・認定農業者への支援
- ・集落営農への支援
- ・小規模農家への支援
- ・高齢農業者への支援
- ・女性農業者への支援
- ・農福連携の推進

新たな担い手の育成・確保

- ・農業アカデミーの開講
- ・新規就農者への伴走支援
- ・市外からの新規就農者の確保
- ・農業経営継承の推進
- ・未来の担い手づくり

目標

認定農業者及び認定新規就農者の合計数
232 経営体 (R7) → 281 経営体 (R18)

主な関連主体

- ・農業者
- ・JA・行政

2 基本方針：農業生産基盤の保全

農地の保全・耕作放棄地の発生防止

- ・地域計画の推進
- ・担い手への農地集積、集約の推進
- ・ほ場の大区画化の推進

農村資源の保全

- ・用排水施設の保全
- ・ため池の保全
- ・農道の保全

鳥獣害対策

- ・有害獣による農業被害の軽減
- ・地域における主体的な獣害防止体制構築の支援

目標

地域計画を策定済みの農業集落
(全農業集落に占める策定済集落割合)
107 地区 (57%) (R7) → 188 地区 (100%) (R18)

※全農業集落における早期の策定を前提とする

主な関連主体

- ・農業者・市民・JA
- ・土地改良区・行政

3 基本方針：農業生産の振興

特産品の生産振興

- ・伊賀米
- ・アスパラガス、ナバナ、イチゴ、トマト、メロン、キャベツ、白ねぎなど
- ・ブドウ、ナシなど
- ・伊賀牛

環境負荷低減の取組推進

- ・有機農業など環境に配慮した農業の振興
- ・耕畜連携の推進
- ・資源循環の推進

中山間地域の農業振興

- ・中山間地域での営農継続支援

目標

農業産出額（推計値）
115.8 億円 (R6) → 120 億円 (R16)

主な関連主体

- ・農業者・市民
- ・JA・行政

4 基本方針：加工・流通・販売開拓

販路拡大・ブランド力の向上

- ・加工品の生産・販売促進
- ・有機農産物や IGAGREEN 登録の農産物の流通促進
- ・地域内流通の促進
- ・伊賀ブランドの推進
- ・伊賀産農畜産物の魅力発信

目標

農産物販売金額が 300 万円以上の
経営体数の割合
12.3% (R7) → 16.4% (R17)

主な関連主体

- ・農業者・市民
- ・事業者・JA・行政

5 基本方針：食と農の関わりの推進

地産地消・食育の推進

- ・地産地消の推進
- ・家庭等、学校、地域における食育の推進
- ・環境に配慮した消費の推進

農業への理解の促進

- ・生産者と消費者の交流促進
- ・農業体験機会の創出
- ・農業・農村への関心拡大の促進

目標

伊賀産農畜産物を意識して購入している市民の割合
12.8% (R8) → 90% (R18)

主な関連主体

- ・農業者・市民
- ・JA・行政

6 基本方針：農村の振興

農村生活環境の保全

- ・多面的機能の維持・発揮
- ・道路など生活基盤の維持
- ・農家家屋の修繕補助
- ・空き家等の活用

目標

多面的機能支払交付金の取組面積
3,852ha (R7) → 3,544ha (R18)

主な関連主体

- ・農業者・市民・行政